

水循環基本法と水循環基本計画について

内閣官房 水循環政策本部事務局
令和元年9月17日



1. 水循環基本法

水循環基本法(平成26年4月2日公布、7月1日施行)のポイント

1. 水循環に関する施策を推進するため、**水循環政策本部**を設置
2. 水循環施策の実施にあたり**基本理念**を明確化
3. 国、地方公共団体、事業者、国民といった**水循環関係者の責務**を明確化
4. **水循環基本計画**の策定
5. 水循環施策推進のための**基本的施策**を明確化

水循環施策の総合的かつ一体的推進

健全な水循環の維持又は回復

経済社会の健全な発展
国民生活の安定向上



第1回水循環政策本部会合(平成26年7月18日)
で挨拶する安倍内閣総理大臣

水循環政策本部—内閣に設置—

目的 水循環に関する施策を“集中的”かつ“総合的”に推進するため。

組織
水循環政策本部長:内閣総理大臣
水循環政策副本部長:内閣官房長官及び
水循環政策担当大臣
水循環政策本部員:すべての国務大臣

事務

- ✓ 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進
- ✓ 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整
- ✓ 水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

2. 水循環基本計画（平成27年7月10日閣議決定）

総論

- 水循環と我々の関わり
- 水循環基本計画の位置付け、対象期間と構成

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
- 4 水の利用における健全な水循環の維持
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-
 - (1) 流域の範囲
 - (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
 - (3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
 - (4) 流域水循環計画
 - (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
 - (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置
- 2 貯留・涵養機能の維持及び向上
 - (1) 森林 (2) 河川等 (3) 農地 (4) 都市
- 3 水の適正かつ有効な利用の促進等
 - (1) 安定した水供給・排水の確保等
 - (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
 - (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等

- (4) 水の効率的な利用と有効利用
- (5) 水環境
- (6) 水循環と生態系
- (7) 水辺空間
- (8) 水文化
- (9) 水循環と地球温暖化

4 健全な水循環に関する教育の推進等

- (1) 水循環に関する教育の推進
- (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進

5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- (1) 流域における水循環の現状に関する調査
- (2) 気候変動による水循環への影響と適応に関する調査

7 科学技術の振興

8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 国際連携
- (2) 国際協力
- (3) 水ビジネスの海外展開

9 水循環に関わる人材の育成

- (1) 産学官が連携した人材育成と国際人的交流

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関して講じた施策の公表

3. 水循環基本計画の見直しに向けて～ 水循環基本法における記載内容と今後の取組 ～

- ▶ 水循環基本計画は、おおむね5年毎に見直しを行い、必要な変更を加えるものとされている。
- ▶ 現行基本計画(平成27年7月閣議決定)の見直しに向けて、「水循環施策の推進に関する有識者会議」(有識者会議)を平成30年10月から開催。次期基本計画の策定を令和2年に予定。

水循環基本法(抄)

第13条 第5項

政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

第2回水循環政策本部幹事会(平成30年9月11日)

現行基本計画の見直しに関する検討内容と今後の予定を確認するとともに、有識者から幅広い意見を聴取するため、有識者会議の開催を了承

- 現行基本計画における水循環に関する施策の効果に関する評価(レビュー)を実施
- 有識者会議を設置し、専門的意見を伺いながら、重点的に取り組む施策や追加すべき新たな視点等について議論

第3回水循環政策本部幹事会(令和元年7月29日)

レビューの結果を報告するとともに、次期基本計画において重点的に取り組む主要内容を事務局から提示

今後の取組

重点的に取り組む主要内容に沿って、次期基本計画の骨子及び本文を検討

3. 水循環基本計画の見直しに向けて ～ 有識者会議の開催状況 ～

「水循環基本計画」の見直しに際し、水循環に関する施策のあり方について意見を聞くことを目的として、「水循環施策の推進に関する有識者会議」(有識者会議)を開催。

有識者会議の構成員

(令和元年7月4日現在)

沖 大幹 (座長)	東京大学未来ビジョン研究センター教授
笹川 みちる	特定非営利活動法人雨水市民の会理事
指出 一正	株式会社木楽舎取締役月刊ソトコト編集長
滝沢 智	東京大学大学院工学系研究科教授
武山 絵美	愛媛大学大学院農学研究科教授
立川 康人	京都大学大学院工学研究科教授
辻村 真貴	筑波大学生命環境系教授
古米 弘明	東京大学大学院工学系研究科教授
保井 美樹	法政大学現代福祉学部・人間社会研究科教授
山口 浩	千葉県県土整備部河川環境課長
吉富 友恭	東京学芸大学環境教育研究センター教授

(五十音順・敬称略)

有識者会議の開催状況

平成30年10月9日	第1回: 最近の水循環施策の取組状況などについて意見交換
平成31年1月15日	第2回: 水循環の目指す姿と今後必要な対応などについて意見交換
平成31年4月24日	第3回: 次期計画期間で重点的に取り組む内容と水循環の目指す姿について意見交換
令和元年7月4日	第4回: 水循環施策の効果に関する評価と次期計画期間で重点的に取り組む内容について意見聴取

4. 現行基本計画における水循環施策の効果に関する評価の概要

水循環に関して講じた主な施策（平成27年7月以降）と今後に向けた課題の概要

1. 流域連携の推進等 — 流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み —

- ▶ 地方公共団体等が中心となって全国各地において策定されている水循環に関する計画等の内容を確認し、「流域水循環計画」として**35計画を公表**（令和元年6月末時点）。
- ▶ 計画策定や取組の推進のため、平成30年7月、「流域マネジメントの手引き」、「流域マネジメントの事例集」を作成・公表、全都道府県及び全市町村に配布。

【流域マネジメントのイメージ】



【手引き・事例集】



今後に向けた課題

- 流域マネジメントに関する取組の全国的な展開。
- 健全な水循環に関する評価指標の明確化。
- 水循環に関する施策の効果の見える化。
- 流域マネジメントに取り組む地方公共団体等のノウハウや知見の不足への対応。

2. 貯留・涵養機能の維持及び向上

- ▶ 水源涵養機能をはじめとする森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、**森林の整備及び保全の取組を推進**。
- ▶ 洪水や雨水を河川や下水道で安全に流下させ、降雨をできるだけ貯留又は地下に浸透させる**貯留管や雨水貯留浸透施設等の整備を実施**。
- ▶ 安定的な農業水利システムの維持・管理、農地の整備・保全、農村環境や生態系の保全等の推進に加え、地域コミュニティが取り組む共同活動等への支援など、各種政策や取組を実施。
- ▶ 都市緑化法等の一部を改正する法律（平成29年5月公布）等に基づき、**都市のオープンスペース整備・保全を推進**。

【雨水貯留浸透施設の例】



【伐採跡地への苗木の植栽】



今後に向けた課題

- 森林や農地の有する多面的機能の継続的な発揮。
- 市街化の進展に伴う降雨時の河川、下水道等への流出量の増大や人口、資産等の増加が著しい地域の浸水に対する対応。
- 貴重な貯留・涵養機能を持つ緑地等の保全・創出を図る取組への支援

3. 水の適正かつ有効な利用の促進等

（安定した水供給・排水の確保等、持続可能な地下水の保全と利用の推進、水インフラの戦略的な維持管理・更新等）

- ▶ 水道水の安全性を一層高めるため、上水道事業及び水道用水供給事業における「**水安全計画**」の策定を推進（平成27年3月：16.0%→平成30年3月：30.7%）。
- ▶ 「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、社会全体でハード・ソフト対策に一体的かつ計画的に取り組み洪水に備える「**水防災意識社会**」の再構築を推進。平成31年1月には、平成30年7月豪雨の課題を踏まえて「『**水防災意識社会**』の再構築に向けた緊急行動計画」を改定し、取組を充実。
- ▶ **地下水マネジメントの地方公共団体の支援**のため、平成28年4月に「『地下水保全』ガイドライン」、平成29年4月に「地下水マネジメント導入のススメ」、平成30年7月に「地下水マネジメントの合意形成の進め方」を作成・公表。令和元年度には、「地下水マネジメントの手順書」（仮称）を作成・公表する予定。
- ▶ **水道法を改正**（平成30年12月公布）し、水道の基盤の強化を図るための施策を拡充。

今後に向けた課題

- 平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震などを踏まえた水インフラの更新・耐震化の加速化。
- 洪水、土砂災害などの自然災害による被害の最小化。
- 持続可能な地下水の保全と利用。

（水環境、水循環と生態系、水辺空間、水文化など）

- ▶ 適切な役割分担の下での**生活排水対策**を実施。
- ▶ 生態系ネットワークや「森里川海」等の保全・回復への取組、「かわまちづくり」等による**水辺空間の保全・創出・再生に向けた取組を推進**。
- ▶ 語り部交流会など**水文化の継承・再生・創出に関する取組を推進**。

【「水防災意識社会」の再構築の考え方】



今後に向けた課題

- 水環境における水量・水質の確保。
- 生態系の保全・回復と水辺空間の保全・創出・再生。
- 水文化の継承と地域社会の活性化。

水循環に関して講じた主な施策（平成27年7月以降）と今後に向けた課題の概要

4. 健全な水循環に関する教育の推進等

- 水循環に関する学校教育や現場見学・現場体験を実施。
- 国、地方公共団体、民間による「水の日」「水の週間」の関連行事を開催（開催件数は年々増加。平成27年度：160件→平成30年度：238件）。
- 健全な水循環の維持又は回復に関する表彰や情報発信による普及・啓発活動を実施。

【全日本中学生水の作文コンクール】



今後に向けた課題

- 「水の日」の認知度向上。
- 水循環に対する理解の促進。

【ダムカード】



【森林環境教育】



【自然体験イベント】



5. 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

- 森林の多面的機能の発揮を図るため、地域住民等による森林の保安全管理活動等の取組を支援。
- 地域コミュニティが取り組む農地や水路等の地域資源を保安全管理する共同活動への支援を推進。
- 平成30年度末時点で265団体を河川協力団体に指定。
- 水に関する官民連携の場を提供（「ウォータープロジェクト」（平成31年3月15日までに166企業団体が参加）等）。

今後に向けた課題

- 地域コミュニティ等の水循環に関する活動の維持・拡大。
- 民間団体等の参加への動機づけ。

【地域住民等が行う里山林の保全】



【ウォータープロジェクト】



6. 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- 公共用水域の水量・水質や水利用量の調査を実施。
- 地下水の水位観測、情報収集・周知等を実施。
- 静止気象衛星「ひまわり8号」の運用開始（平成27年7月）や新しいスーパーコンピュータの導入（平成30年6月）等による気象データの精度向上、地球温暖化予測情報等の提供を実施。

【水循環解析による地下水
流線軌跡図（大野盆地）】



【気候変動観測衛星
「しきさい」(GCOM-C)】



7. 科学技術の振興

- 水循環に関する水質・地下水・地盤沈下などの解析技術や影響評価等について研究・開発を実施。
- 平成29年度～平成31年度に、水質汚濁に関する環境基準の要調査項目について、水環境リスクを判別する一斉分析手法を開発。
- 気候変動観測衛星「しきさい」（平成29年12月打上げ）による観測データ提供の開始。

今後に向けた課題

- 地下水に関する挙動の解明。
- 気候変動が水循環に及ぼす影響の予測技術の向上。

8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- 「第5～10回水と災害に関する有識者・指導者会議（HELP）（平成27年4月～平成29年9月）」、「第2、3回国連水と災害に関する特別会合（平成27年11月、平成29年7月）」、「第8回世界水フォーラム（平成30年3月）」を通じて、水・防災分野への公共投資の重要性を提言。
- 海外インフラ展開法（平成30年8月施行）を制定し、政府、自治体、独立行政法人等、業界団体、民間企業が連携し、事業の上流段階からの案件形成、我が国の強みのある技術・ノウハウを活かした海外展開を実施。

【我が国の水に関する優位技術】

逆浸透膜(RO膜)
水以外の不純物を通さない、海水淡水化におけるコア技術。日本製が市場の50%。
出典:東レ(株)提供

管渠更生工法
道路を掘り返さず下水管をリニューアルする工法で下水を流しながらの施工が可能。
出典:国交省

浄化槽
日本製品は集合型の下水処理場並の性能を有し、コンパクトかつ省エネ。
出典:環境省

今後に向けた課題

- 水循環に関する我が国の経験・知見・技術の海外展開。
- 様々な枠組みにおける我が国のプレゼンスの向上。
- SDGs等の国際目標の達成に向けた貢献。

9. 水循環に関わる人材育成

- 現地見学、出前講座、研修、管理活動等を通じた人材育成や普及啓発を実施。
- JICAの専門家派遣や研修員の受け入れ等を実施。

今後に向けた課題

- 水インフラに関する技術の継承。
- 科学技術の研究者や実務者の育成。
- 産官学・国内外の垣根を越えた人材の循環・交流。

5. 水循環基本計画の見直しについて ～次期基本計画において「重点的に取り組む主な内容」の3本柱～

1. 流域マネジメントによる水循環イノベーション ～流域マネジメントの更なる展開と質の向上～

【状況】

- これまで、流域マネジメントの推進に注力し、「流域水循環計画」として全国で35計画を公表。
- 今後は、計画策定団体の裾野を広げるとともに、健全な水循環の維持または回復のため更なる流域マネジメントの質の向上が必要。

【現行基本計画の分野】

- 流域連携の推進
- 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施
- 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
- 科学技術の振興

【次期基本計画における取組例】

- 更なる展開 水循環アドバイザー制度の創設や成功の鍵となるノウハウ事例集(多様な主体による連携体制編、活動資金の確保編等)の作成などにより、全国各地の流域における計画の策定・推進を支援。
- 質の向上 水循環の健全性を容易に評価する手法の開発、地下水を含む水循環の解析技術の開発などにより、水循環の実態と流域マネジメントによる施策の効果を「見える化」。

2. 健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現 ～気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応～

【状況】

- 地球温暖化などの気候変動により、水害や渇水などのリスクが懸念。
- 災害に強くなやかな国土・地域・経済社会を構築するため、大規模自然災害時においても人命・財産や重要な水インフラの被害を防止・最小化する必要。

【現行基本計画の分野】

- 貯留・涵養機能の維持及び向上
- (3)水インフラの戦略的な維持管理・更新
- (1)イ 災害への対応
- (4)水の効率的な利用と有効利用
- (1)ウ 危機的な渇水への対応
- (9)水循環と地球温暖化
- (2)持続可能な地下水の保全と利用の推進

【次期基本計画における取組例】

- 大規模自然災害への対応 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害を防止・最小化するため、重要な水インフラ(河川、上下水道、ため池等)において防災・減災、国土強靱化のための対策を実施。
- 危機的な渇水への対応 気候変動による渇水リスクの評価手法の調査・研究を行うとともに、リスク管理型水資源開発基本計画、水資源が逼迫する水系における渇水対応タイムラインの作成を推進。
- 水インフラの戦略的な維持管理・更新と耐震化 水インフラについて、広域連携や官民連携により事業基盤を強化するとともに、更新・耐震化を推進。
- 貯留・涵養機能の維持・向上等 市街化や人口、資産の増加に対応するため、森林・河川・農地・都市等での総合的な取組を推進するとともに、地下水マネジメントを推進。

3. 次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承 ～健全な水循環に関する普及啓発、広報、教育と国際貢献～

【状況】

- 水が清らかで美しいことは、我が国の水循環の特筆すべき事項。水循環の取組は地域を活性化し、魅力的なまちづくりにも寄与。
- 健全な水循環を次世代に引き継ぐためには、身近に水に触れ、水について学べる機会を創出し、水に関する意識を醸成することが必要。
- また、我が国の水循環に関する優れた経験・知見・技術を海外展開するため、各国政府や国際機関等との連携を促進するとともに、国際協力を通じて世界に貢献することが必要。

【次期基本計画における取組例】

- 普及啓発、広報、教育 官民連携による「水の日」の認知度向上や水循環に関する地域の取組、ノウハウ事例集(人づくり編、広報編等)などにより、健全な水循環に関する普及啓発、広報、教育を支援し、次世代を含めた国民の水に関する意識を醸成。
- 国際貢献 第4回アジア・太平洋サミットなどの国際会議や海外インフラ展開を通じ、我が国の経験・知見・技術を海外に発信・適用することにより、国際的な水問題の解決に貢献。

【現行基本計画の分野】

- (5)水環境
- 水循環に関する教育の推進等
- (6)水循環と生態系
- 国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- (7)水辺空間
- 人材育成
- (8)水文化